

転入された方へ

個人番号カード・住基カードの継続利用について

他の市町村へ引越した場合でも、個人番号カード、
住民基本台帳カードを継続して使用する事ができます。

- * 継続利用には、お手続きが必要です。
- ・ 転入届を土日等の時間外窓口で行った。
 - ・ 転入手続きの際、世帯員の中で個人番号カード／住基カードを持参していなかった方がいた。
 - ・ 代理人の手続きなどで転入時に個人番号カード／住基カードの継続手続きが終了していない。

このような場合には、転入届を出した日から 90 日以内に継続手続きを行ってください。

場 所	市役所本庁舎 または 窓口サービスセンター
時 間	月曜日～金曜日（年末年始、祝日、振替休日除く） 8：30 ～ 17：00

- * 端末の台数に限りがあるため、手続きにお時間をいただくことがありますので、出来ましたら16：30までにお越しください。
- * カードの暗証番号（4桁の数字）の入力が必要です。
- * ご本人がお手続きに来られない場合は事前にお問い合わせください。
- * カード裏面の記載欄に住所等が書ききれなくなった時は作り直しになります。必要な書類等についてはお問い合わせください。

詳しくは、立川市役所市民課窓口係 042-523-2111（内 1371）
立川市役所窓口サービスセンター 042-540-0020

継続利用の手続きのできる窓口

- 立川市役所 立川市泉町1156-9
多摩モノレール高松駅より徒歩10分
立川駅より徒歩25分



- 窓口サービスセンター 立川市曙町2-2-27
※H28.9.28~立川タクロス1階に移転

